

鎌倉幕府守護管国統治機構について (中)

伊藤 邦彦

(要旨)

鎌倉幕府守護の管国統治機構については、佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究―諸国守護沿革考証編―』(東京大学出版会、一九七一年。初版一九四八年。引用は、一九九八年第四刷に拠る。以下、『鎌倉幕府守護制度の研究』と略記)をはじめ、個々に言及されていることは勿論であるが、専論として全体を包括したものはほとんど見当たらない。前号では管国統治機構を構成する正員・守護代以下の職員の問題を取り上げたが、本号では「守護所」について、まずその語義を整理しておきたい。

第二節 守護所

(一) 「守護所」の語義

「守護所」の語義について、秋山哲雄は、研究上の用語と史料用語の二種に分け、前者は「任国における役所」・「守護館の所在地」の意味で用いられ、後者を「A・守護の主宰する機構、B・守護(あるいは守護代・又代)の職を表し、しばしばその職を持つ人格そのものを示す、C・Aが置かれる具体的な建物を示す、の三通りに便宜上分けられる」とする(『守護所』にみる鎌倉幕府の守護『鎌倉遺文研究』八、二〇〇一年、三四―三六頁(のち、『北条氏権力と都市鎌倉』、吉川弘文館、二〇〇六年、所収。二九六―二九七頁)。

以下、史料上の「守護所」の用例について、別途考察を必要とする宰府守護所(後述)を除いて、私なりに整理すると次のようにまとめられるが、分類は厳密なものではない。

〔A・1〕管国統治機構を表す場合

最も一般的な用例であり、その機構はしばしば「守護所政所」と呼ばれた。寛喜元年(一二二九)信濃国「守護所政所」において、国御家人間の鷹狩に伴う山境相論に関する問注が行われ、その結果を「守護所代」左衛門少尉兼

致は刑部藤内(原田藤内左衛門)に報じた。「難_レ叶_レ私成敗_二」しとする「守護所代書状」に基づいて、正員「するかのかうの殿」北条重時(1)の判決が下されたもので(以上、『鎌倉遺文』六卷三九〇四号、「市河文書」〔寛喜元年〕十一月二十八日兼致書状。三九〇八号、寛喜元年十二月十三日北条重時御教書)、守護法廷は鎌倉にあつて、刑部藤内(原田藤内左衛門)は鎌倉に在任する幕府職制上の守護代である。従つて「守護所政所」の事実上の主宰者は、在国又代と考えられる「守護所代」左衛門少尉兼致であり、その指揮の下で事実審理(問注)が行われていたことが知られる(別稿「鎌倉幕府守護の職務(権限)について」〔未発表〕)。

また、建長元年(一二四九)の永平寺制規によると、「住侶」が地頭や「守護所政所」に訴訟を起こすことを停止しており(『鎌倉遺文』一〇卷七一七号、永嚴寺文書)、越前国「守護所政所」(正員は後藤氏力)においても裁判が行われていたことが分かる(前掲・別稿)。同様のことは、建治三年(一二七七)の若狭についても言うことができ、「御代官政所」において守護領の網地領有をめぐる裁許がなされていた。「秦文書」嘉元二年(一三〇四)卯月日「若狭国守護御領多烏浦刀禰百姓等」陳状写・副進文書目録に(『鎌倉遺文』二八卷二一八―三三三号)、「一通 渋谷殿御代官政所御下知案(建治参年四月九日由留木・須那浦網地事)」とあり、『若狭国守護職次第』には「自_レ文永八年(一二七一)、御代官渋谷小馬十郎恒重」と見えるから(上、二頁、及び注12。特に断らない限り、傍点は引用者による。以下同じ)、幕府職制上の守護代は渋谷経(恒)重で(正員は北条時宗)、ここで言う渋谷殿の「御代官政所殿」とは在国又代を指していた。従つて、得宗が守護正員を務める若狭においても、守護所「政所」の事実上の主宰者は在国又代であったことが分かる(前掲・別稿)。そして、弘安七年(一二八四)正月四日付で異国降伏祈禱を命じる北条時宗家公文所施行状案を、同六日付で「若狭国守護政所」充てに施行した「平」とは、「若狭国守護御代官」渋谷経(恒)重であったことは、拙稿「鎌倉幕府『異国降伏』祈禱と一宮―守護制度との関係を中心に―」(二宮研究会編『中世一宮制の歴史的展開』下・総合研究編、岩田書院、二〇〇四年、二六五頁・二八〇頁註一三)で指摘したとおりである。経(恒)重発布の施行状の日付から知られるように、渋谷氏は得宗の有力

被官として鎌倉に在任しており、先に見た北条重時の信濃の事例と同様、守護正員が得宗など幕府の要人であった場合、幕府職制上の守護代はその側近にあって鎌倉か、正員が六波羅本務の場合は京都に在任しており、「守護所政所」の事実上の主宰者は在国又代ということになる。

また、管国統治機構としての守護所^{II}「守護所政所」を警固する番役(宿直役)が、国御家人によって行われたことを伺うことのできる若干の事例が知られる。建長元年(一二四九)の頃、千葉頼胤が「すこ」を務める伊賀国において、当国御家人が「御館大番」あるいは「御うちの御とのみ」を勤仕していた(『千葉県の歴史』資料編中世2、「中山法華経寺文書I『双紙要文』紙背文書」一号、「年月日欠」中原能兼申状。同、二七号、「年月日欠」ほうれん書状)(2)。

また、「文永(ママ)八月廿日」、広峯兵衛尉代長祐は南条左衛門尉に充てて次のような注進状を認めている(『鎌倉遺文』一六卷一一八九〇号、広嶺胤忠氏所蔵文書)。

播磨国御家人広峯兵衛尉(家長)代(子息、治部大夫(長祐))(3)自
七月九日^一至^二八月十九日^一、御宿直令^三勤仕^一畢、以^三此旨^一、可^レ有^三御披露^一
候、恐惶謹言

「御宿直」とは何であろうか。文永合戦直後の動員であれば、翌文永十二年は四月二十五日に建治と改元されているから、この可能性は考えられない。充所の南条左衛門尉が、仮に「相模式部大夫(北条時輔)御後見南条新左衛門尉頼員」と同一人であったとすれば(同、一一九八八号、「高野山文書」宝簡集三三、建治元年八月七日唯淨注進状案)、時輔が六波羅で誅殺されるのは文永九年(一二七二)二月十五日のことであったから(『鎌倉年代記』)、文永八年以前、京都大番播磨国役に伴う何らかの軍役であったとする想定もできる。しかしながら、文永年間に播磨国役が検出できないこと(『鎌倉幕府京都大番役覚書』附表、『都立工業高等専門学校研究報告』四〇号/四一号、二〇〇五年/〇六年「学術文献刊行会『日本史学年次別論文集』中世1・二〇〇五年/〇六年、朋友出版、二〇〇八年/〇九年、再録)、南条が得宗被官に多く見られる名字であることからすれば(奥富敬之『鎌倉北条氏の基礎的研究』、吉川弘文館、一九八〇年、二〇頁・附録(二)二五六頁)、むしろ守護所の「宿直」で、そうとすれば、建治二年(一二七六)に確実に守護であった北条時宗(佐藤『鎌倉幕府守護制度の研究』、播磨項・一五六頁)の補任を文永末年まで遡らせる可能性が生じるのではないか。私は、文永年間播磨国御家人広峯氏が務めた「御宿直」とは、守護所の「宿直」^{II}警固番役であった可能性が最も高いものと考ええる。

佐藤進一は、鎮西「武藤氏の主宰する大宰府は同時に三前一島(筑前・豊前・肥前・対馬―引用者注)の守護所であったのであり、その故にこそ、同守護所は一般に『宰府守護所』と称せられた」ことを明らかにしたが(『鎌倉幕府訴訟制度の研究』、畝傍書房、一九四三年。目黒書店、一九四六年。以下、引用は、岩波書店、一九九三年、による。一六七頁)(4)、鎌倉末期の肥前国分寺地頭とその庶子家との「異賊警固番役以下事」に関する相論において(『鎌倉遺文』三二卷二四七〇六号、「実相院文書」正和元年十一月二十二日鎮西下知状)、惣領側が提出した弘長二年(一二六二)祖父の置文によると、「大番役」と並んで肥前国御家人は「宰府守護」役を勤仕していたことが分かる(5)。また、惣領の主張に見える「徳治元(一二三〇六)・忠長元(一二三一一)兩年当国番役」とあるのは、武藤氏の分国のうち豊前と肥前の守護が北条氏に交替し(6)、特に肥前守護が、永仁四年(一二九六)鎮西探題に就任した金沢実政の兼任となつて以降(『帝王編年記』二七・伏見「新訂増補国史大系」。佐藤『鎌倉幕府守護制度の研究』、肥前項・二二七頁)、「宰府守護」役が博多所在の鎮西探題(7)警固に移行したものである。嘉元四年(徳治元・一三〇六)肥前国御家人武雄大宮司入道は、「博多在津番役」を「一ヶ年内、二百六十日」勤仕したが(『鎌倉遺文』三〇卷二二九〇〇号、「武雄神社文書」徳治二年三月二十三日守護代平岡為政覆勘状案)、勤仕期間が重複する国分寺地頭の「当国番役」との関係は必ずしも明らかでない(8)。

鎮西談議所や探題成立後の「宰府守護」自体はどのようなようになっていたのだろうか。武藤氏が豊前と肥前とを失つて後の正安二年(一三〇〇)のことであるが、筑前国御家人中村弥二郎(9)に充て、守護武藤家の雑掌と推測される「有範」が閏七月一日付の覆勘状を発給しており(『鎌倉遺文』二七卷二〇五〇七号、広瀬家文書)、それに大宰府「安楽寺宿直」を十日間勤めたとあるが、これは「宰府守護」筑前国役と考えられ、「宰府守護」役は武藤氏分国御家人の課役としてなお継続していたのではないだろうか(10)。

本来の「宰府守護」役はどのような形態で勤仕されていたのであろうか。問題のある史料であるが、「大友文書」建久六年(一一九五)八月二十五日「肥前国御家人」結番注文案(『鎌倉遺文』二卷八〇八号)を見よう。これは、袖に「鎮西地頭御家人等結番事」と朱書し、袖判に中原「親能」との朱注を入れ、日下に「肥前国押領使大監藤原宗家」との署名があり、その朱注に「当国押領使高木太郎大夫」とある結番注文の抄写で、本文は、「注進肥前国御家人ノ可下早任御下知旨、勤仕守護所大番上事ノ九月一日始三日番定」として、一番(五名)から「中間略之」として二八番(同)に結

んでおり、従って当時の肥前国御家人は一四〇名余ということになる(11)。

これについては、既に一九〇五年に発行された『大日本史料』第四編之四(編者三浦周行。一〇〇二頁)に「本文、稍、疑フベキモノアリ」との注記があるが、三浦は「武家制度の発達」において、親能を「鎮西守護人」に任じた一連の「大友文書」である建久六年五月日征夷大将軍家政所下文案(『鎌倉遺文』二巻七九一号)を否定した上で、「鎮西守護所大番の当時に存せしことは、更に疑を容るべくもあらざるなり」と守護所大番役肯定説を展開した(『統法制史の研究』、岩波書店、一九二五年、八四〇―八四一頁。成稿一九〇四―〇五年)。石井進は、「親能の鎮西奉行就任を裏づける史料」であるとし、「いささかの疑惑が生ずる」としても、基本的に信頼に足る史料であることを論証しているが(『日本中世国家史の研究』、岩波書店、一九七〇年、一〇四頁、一一五―一七頁注五八、『石井進著作集』第一巻、岩波書店、二〇〇四年、再録。一〇五―一〇六頁、一一七―一九頁)、中原親能の鎮西奉行就任否定説に立つ瀬野精一郎は、「本文書が偽文書でなかったとしても」袖判を親能としたのは「朱書であり、抄写して編輯した後世の人の筆になるもの」で、「建久六年の時点で守護所大番役が存在したか否か」、また当時「御家人」の称が用いられていたかどうか、多くの疑問があるとした(「中原親能と鎮西との関係」、注11所引『鎮西御家人の研究』、六九―七二頁。初出一九六七年)。また、上横手雅敬は三浦の旧説に最も近く、「親能の袖判や建久六年の日付などはまず信用できない。しかし押領使高木宗家が御家人統率を行ったことは認めてもよいのではなからうか」として、「武藤氏が肥前守護に就任する以前には、在地の有力武士が、国内の御家人を統率していた」と論じた(「守護制度の再検討」、『日本中世国家史論考』、塙書房、一九九四年、四一―頁)。

私に先学の諸説を論評する能力はないが、強いて言えば瀬野説が最も説得的であり、我々が本史料から知り得るのは、ある時点で、肥前国御家人が九月一日より始めて、二八番・三日の番役であるから、「宰府守護」役を三か月間勤仕したのではないかということである。武藤氏の分国は、三前一島とされ(前述)、史料上、寛喜二年(一一三〇)より(『鎌倉遺文』六巻三九八八号、益永文書)、弘長元年(一一六一)まで確認されるが(佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第一巻鎌倉幕府法、第二部追加法四〇―一四〇五条。以下、「追加法」と略記し、条数を示す。引用は、岩波書店刊、二〇〇一年第一五刷による)、文永十年(一一七三)に至るとこれに老岐が加わる(「追加法」四五八条)。従って、分国全体として年間の「宰府守護」役を果たしていたことになるのではないだろうか。なお正治二年(一一二〇)七

月、陣定に当時の大宰権帥によって「不レ論」管内諸国并神社・仏寺・権門勢家庄園、平均一同充兵士、次第結レ番、守護宰府」すべき事項が上程され、裁許を得ている(大日本古記録『猪熊関白記』同十二日条、七月十日陣定文)(12)。武藤氏による宰府守護所番役の淵源であろうが、当時なお九国一同の平均役としてその実態が維持されていたかどうか、維持されていたとすれば武藤氏による番役との関係はどうか等、よく分からない点が多い。(13)

〔A・2〕管国統治機構の所在地を表す場合

建治元年(一一七五)六月五日、当時豊後・筑後両国の守護「前出羽守」大友頼泰は、豊後国御家人野上太郎資直に充てて次のような動員令を發した(『鎌倉遺文』一六巻一一〇二二号、前田軍八氏所蔵文書)。

蒙古人警固事、九十兩月者可レ有_レ其疑_レ之旨、自_レ西方守護人(武藤氏力)之許、被_レ告送_レ候也、為_レ用意、今月中、先立可_レ下_レ儲于筑後国守護所_レ給_レ候、不_レ漏_レ子息親類若党一人、可_レ差遣_レ候

これは大友頼泰が「蒙古人警固」のため、分国の御家人等に取り敢えず「筑後国守護所」に集結するよう命じたものであるが、「A・2」の事例としてはこの用例を挙げることができるであろう。但し守護所Ⅱ〔A・1〕統治機構と理解し、「守護所」で所在地を表すという解釈も可能で、両者の区別は厳密なものではない。

建仁三年(一一二〇三)夜討人が「伊勢国守護(所脱力)」に乱入したとあるのも両様の解釈ができる(『吾妻鏡』同年十二月二十五日条)。また、仁治四年(一一二四三)二月、高野山本寺と伝法院との争いによって本寺側の宿老道範阿闍梨が讃岐国へ流罪となったが、その様子を記した『南海流浪記』に次のような一節がある(『群書類従』三三〇・紀行部、第一八輯・四七〇頁)。

十三日、国府ヲ立、讃岐守護所長雄二郎左衛門(守護代長尾胤景力)ノ許ニ至ル

十四日、守護所之許ヨリ、鶴足津ノ橋藤左衛門高能ト云御家人之許へ被_レ預

十三日条の「守護所」は、後述する〔B・2〕守護代を指すが、十四日条の場合は、①統治機構、②所在地、③守護代三通りが通用し、むしろ厳密に語義を追求すること自体余り意味がないのかも知れない。

〔B・1〕正員を指す場合

右、道範阿闍梨の讃岐流罪の件であるが、「道範流_レ讃岐」、守護所不_レ在

京間、付三淡路守護所四郎左衛門尉（長沼時宗）、可レ令三下国^二之由有^三其沙汰^一とあつて（前掲『南海流浪記』、四六八頁）、道範は下国する淡路守護長沼時宗に警固されていたことが分かる。この場合の「守護所」の用例が二箇所ともに正員を指すこと言うまでもないが、正員を「守護所」と表現する場合、一概に断定できないにしても、「A」の本義に基づき在国という属性を伴っている場合が多いのではないか。

文永九年（一二七二）鎮西御家人は「筑前・肥前両国要害守護」を命ぜられたが（「追加法」四四七条、「野上文書」同年二月朔日大友頼泰施行状）、同年卯月二十三日、豊後守護代と推測される藤原景泰は、「肥前・筑前両国要害警固事、并豊後國中悪党沙汰事」に関して、「今年三月廿五日守護所御書下」を野上太郎資直充てに施行している（前掲『中世法制史料集』第一巻鎌倉幕府法、第三部参考資料一一条、諸家文書纂十野上文書。以下、「法制参考」と略記し、条数を示す）。この場合の「守護所」は正員大友頼泰を指しているが、頼泰は当時大宰府に滞在し、豊後国御家人の訴訟審理に当たつてしばしば「上府」を命じていたことが知られている（瀬野精一郎「鎮西統治における武藤氏の役割」、注11所引『鎮西御家人の研究』、一三二—一三三頁）。この「守護所」の用例も正員^{II}在国に準じて理解されよう。なお、筑後について大友頼泰は、文永十一年七月一日付の請文で、自ら「頼泰下国之処」と述べていた（『鎌倉遺文』一五卷一六八二号、田部文書）。

〔B・2〕守護代（又は「代行」）を指す場合

〔A・2〕で取り上げた「讃岐守護所長雄二郎左衛門」（守護代長尾胤景力。『南海流浪記』）など多くの事例があるが、有力な「東国」御家人が任せられる正員と異なり、一般に、「守護所」が守護代（又は「代行」）を指す場合、「A」の本義に基づき、右の長尾氏のように在国したケースが多いように思われる。正員が幕府要路にある者の場合、守護代が鎌倉（または京都）在住であっても、在地の側では実質的職務担当者との認識から、意識的に「守護所」と表現する場合も見られ、時として又代を「守護所」と呼んだこともあったが、この用例は、鎌倉後期にはほとんど見られなくなる。それは、文永の役直後から翌建治元年（一二七五）にかけて、鎮西諸国を中心とする「西国」に、多くの正員（又は「代行」）が下向した事態と関連があるのではないだろうか（前掲・別稿）。

「守護所」の用例全体に関わることであるが、いま一つ注意しておきたい点がある。それは、写や案文などの形で今日に伝来する文書の中に、本来は追記であったものが同筆で記され、「守護所」表記にはこれが多く見られる

とすることである。例えば、武藤氏が発給した宰府守護所下文のように、「守護所下」の形式で始まる下文があるが、栗林文夫は、「このような書出しで始まる守護所下文はかなり特異な様式で、（中略）九州地方以外では他に土佐国において見出されるぐらいである」としている（『鎌倉初期の筑後国守護について』『上妻文書』寛喜二年守護所下文案の再検討）『日本歴史』五五五、一九九四年、七五頁・七七—七八頁註一六）。栗林が指摘した土佐国の史料というのは、寛元二年（一二四四）八月三日付で、吾橋山長徳寺（長岡郡）若宮王子殿の修理田に対し万雑事を免除した「守護所下」文であるが（『鎌倉遺文』九卷六三三八号、古文叢一）、署判「御代官王光宗（花押）」とあつて、「王」部右行に「壬生」と傍書してある。本書は写であり、「守護所」・「御代官」ともに本来は追記であつたのではないか。佐藤は当国の守護について、「宝治元年の争乱で三浦氏が族滅するまで、同氏が知行したと見てよいのではあるまいか」とするが（『鎌倉幕府守護制度の研究』、土佐項・二〇八頁）、代官光宗の「光」字が、泰村の弟三浦光村の偏諱を賜つたものとすれば、正員は光村の可能性が推測され（14）、光宗はその在国守護代であつたことが考えられる（15）。

以上のように「守護所」部分を追記であつたと考えると、栗林が指摘した「特異」性は自ずから解消するが、実は氏が紹介している大友氏の発給文書四通にも問題がある。このうち三通はともに「上妻文書」に収められているもので、①承元式年（一二〇八）正月十七日筑後国「守護所下」文案（『鎌倉遺文』三卷一七一二号）、②建暦三年（一二一三）五月三日「筑後国守護所下」文案（同、四卷二〇〇六号）、及び前掲論文の副題に掲げられた、③寛喜二年（一二三〇）三月十九日筑後国「守護所下」文案（同、六卷三九七一号）三点である。

①は、「豊後左衛門尉」^{II}大友能直（16）充て、建永二年（一二〇七）八月二十八日付の関東御教書案（同、三卷一六九六号）を施行したもので、署判「左衛門尉藤原」とある。これは佐藤『鎌倉幕府守護制度の研究』、筑後項にも引用されているが（二一六頁）、そもそも御教書の本文とは次のようなものであつた。

上妻次郎大夫家宗所知漆箇所、故大将家（源頼朝）御下文顕然也、其内今弘・地久志部・光友・北田、且如^レ本可^レ令^レ返^レ家宗^一也、於^レ此外参箇所^一、可^レ相^レ待^レ重仰^一也者、依^レ鎌倉中将殿（源実朝）仰^一、執達如^レ件

全体に釈然としない印象が残るが、特に傍線部分表記の信憑性に疑問を持たざるを得ない。これは、①にも引用されており従つて①の評価にも関わつてくるが、②の場合、右に引用したように②の書出し部自体が「筑後国守護所

下」とあり、署判にも「守護所左衛門尉藤原」とあって、前者の「筑後国」後者の「守護所」部分は説明的な追記としか理解できないだろう。栗林論文の主題は、③の差出人「沙弥」について、佐藤（同右、二一七頁）や川添昭二（鎌倉時代の筑後守護）『月刊歴史（中世）』21（24）、一九七〇年、二頁）が不明としていたことに対し、能直の子大友親秀と推定したことにあるが、その根拠は次の④に基づいていた。

④安貞二年（一二二八）十二月二十七日豊後国「守護所下」文写（『鎌倉遺文』補遺二巻補九六一号、松平文庫文書）

これは、網野善彦によって紹介されたもので（豊後国六郷山に関する新史料『悪党と海賊』、法政大学出版局、一九九五年、九九頁一―号文書。初出一九八九年『網野善彦著作集』第六巻、岩波書店、二〇〇七年、再録。四七頁）、「沙弥寂秀」＝大友親秀が、「任鎌倉殿御下知状」せて、豊後国「両子山院主職以下谷々等」の領掌を六郷山執行円豪に対し安堵した施行状である。本文に「中間略レ之」とあるように明らかに抄写されたもので、複数の関連文書存在（17）を考慮すると偽作の可能性は少ないものと思われる。

当時、幕府の裁許を施行した守護（所）の発給文書は、一般に次の形式であった。

〔甲〕建保五年（一二二七）十月二十三日周防国「守護所」下文案（『鎌倉遺文』補遺二巻七二四号、東京大学法学部資料室所蔵文書）（18）

下

可下早且任_二御教書旨_一、且依_二国例_一、為_中地頭進止上四箇条事

（中略）

右、件条々、且任_二御教書旨_一、且依_二国例_一、可_レ致_二沙汰_一之状如_レ件、

以下

ところが、武藤氏が主宰する宰府守護所下文の場合は、次のような形式であった。

〔乙〕建保五年正月二十二日宰府守護所下文（武藤資頼袖判脱力。『鎌倉遺文』四巻二二八五号、末久文書）

守護所下 豊前国住人田部太子

可下早任_二鎌倉殿政所御下文旨_一、致_中沙汰上_レ参箇条事

（中略）

件参箇条事、任_二鎌倉殿政所御下文之旨_一、可_レ致_二沙汰_一之状如_レ件

実は、①―④すべて〔乙〕形式で統一されており、改めて列記すると次のようになる。

① 守護所下 上妻庄内今弘・地久志部・光友・北田肆箇所

可下早任_二鎌倉中將殿御教書状_一、如_レ本家宗知_中行之上由事

右、去建永二年八月廿八日御教書（後略）

② 筑後国守護所下 上妻庄住人等

可下早任_二関東御下文旨_一、以_二家宗_一為_中彼村々地頭職上事

右、去建曆二年十二月十三日御下文（中略）、被_二仰下_一村々地頭職事、

任_二御下文旨_一、以_二家宗_一可_レ為_中地頭職_一之状、下知如_レ件、故下

③ 守護所下 筑後国上妻庄内筑紫部・今弘・北田

已上参ヶ所之間事

右、今年二月八日関東御下文之状（中略）任_二御下文旨_一、可_レ致_二沙汰

之状如_レ件

④ 守護所下 六郷山執行円豪

可下早任_二鎌倉殿御下知状_一、領_中掌致_二御祈禱忠_一、豊後国六郷山執行

領両子山院主職以下谷々等上事

右、安貞二年十一月廿五日関東御下知状、（後略）

例えば、仁治三年（一二四二）三月二十六日付で幕府裁許を施行した大友泰直（後の頼泰）発給文書（『鎌倉遺文』八巻六〇〇六号、大友文書）が、事書に始まる一般的な守護施行状であったことと比較する時、①―④はやや異様であり、先述したように②の書出し部「筑後国」と署判中の「守護所」部分を除いて、土佐のケースと異なり、単純に「守護所」を追記とのみ把握するわけにはいかないように思われる。

網野は④に関して、「豊後国守護大友氏が発給した守護所下文は珍しい事例ではないかと思われ、これも大友氏が鎮西奉行であったとする推定を支える事実といえるのではなからうか」との注を付記している（前掲論文、一一二頁注四〔著作集第六巻、六一頁〕）。「A・1」項で「大友文書」の信憑性に関してその鎮西奉行就任説にも言及したが、私は、天野遠景解任後、武藤資頼が跡を襲ったとする佐藤進一説や、武藤氏ばかりでなく中原親能・能直以来の大友氏がともに就任したとする石井進説などを否定し、モンゴル襲来に備えた「臨戦体制下において」両氏による鎮西奉行が成立したとする瀬野精一郎説に従っており（前掲・別稿）、網野の理解とは逆に、武藤氏の宰府「守護所下」文〔乙〕に倣い、中原親能・大友能直以来武藤氏と同様の地位にあったとする主張を目的として、まず大友文書のいくつかが偽作されたのではないだろうか。それが豊後国六郷山政所で抄写の際利用されたり、あるいは筑後国御家人上妻氏が自らの意図を裏付ける根拠として、武藤氏同様の〔乙〕形式を偽作したものではなかったらうか。筑後上妻文書や豊後六郷山関係文書に対して、かかる観点からの検討が必要と思うが、ここでは、少な

くとも鎌倉時代の古文書に記された書出し部や署判の「守護所」部分には十分に注意を払う必要があることを強調しておきたい。

注

(1) 重時は、既に貞応二年(一一二二)四月駿河守に任ぜられていたが、六波羅探題として上洛するのは寛喜二年(一一三〇)三月のことであるから(『鎌倉年代記』〔増補続史料大成〕、『関東評定衆伝』一、康元元年条『群書類従』四九・補任部、第四輯)、当時なお鎌倉に在任していたものと考えられる。

(2) 中原能兼申状・ほうれん書状がともに建長元年頃のものであることは、石井進「日蓮自筆聖教類紙背文書と『鎌倉遺文』」(『鎌倉遺文研究』二、一九九八年、四・五頁)、『石井進著作集』第七卷、岩波書店、二〇〇五年再録、二三八・二三九頁)による。伊賀国「御館大番」・「御うちの御とのゐ」については、同「中世成立期軍制研究の一視点―国衙を中心とする軍事力組織について―」(『史学雑誌』七八・一一、一九六九年、一三頁)に言及されており、「平安期における国司の館への結番・宿直の制度を守護が継承・利用した」との指摘があったが、この部分は『鎌倉武士の実像』(平凡社、一九八七年)に再録されるに当たって、削除された。その事情は、『著作集』第五卷、五一―五二頁補注六、及び五三―五四頁補注一八に解説が掲載されている。右引用部分に「疑点」があるにしても、「御館大番」・「御うちの御とのゐ」の事実自体を否定することはできない。

(3) 弘安二年十月十五日得宗家公文所覆勘状に、「播磨国御家人広峯兵衛大夫家長(中略)子息長祐」と見え(『鎌倉遺文』一八卷一三三七八号、広峯神社文書)、正応三年卯月十日著到状の署判者は「播磨国御家人広峯治部法橋長祐」であった(同、一二卷一七三一一号、広嶺胤忠氏所蔵文書)。

(4) 「宰府守護所」の存在を物語る最も確実な初見史料は、豊前国「永弘文書」所収正治二年(一一二〇)十二月二十一日大宰府政所帖案(『鎌倉遺文』二卷一一七六号)である。

(5) 石井、注2所引「中世成立期軍制研究の一視点」、一四頁に指摘がある。

(6) 豊前については、村井章介によると、建治元年(一二七五)末に武藤資能から金沢実時(「代行」実政)へと交替した(「蒙古襲来と鎮西探題の成立」『史学雑誌』八七・四、一九七八年、七―八頁)。肥前守護が、

弘安の役後、武藤経資から北条時定(為時)へと交替した問題は、前掲・別稿で触れる。

(7) 延慶二年二月の鎮西御教書が「博多御教書」と称されており(『鎌倉遺文』補遺四卷補一八八〇号、島原松平文庫文書。拙稿、本文・前掲「鎌倉幕府『異国降伏』祈禱と一宮」、二七六―二七七頁)、また元弘の乱(「京都騒乱」)勃発に当たって、大隅国御家人祢寝清種の子息は、「馳参博多」・「罷入御著到」・「于今在津候」とあることなど(『鎌倉遺文』四〇卷三一五三〇号、池端文書)、多くの根拠が知られる。

(8) 建治元年(一二七五)以降、異国警固番役を負担する西国居住の御家人が、京都大番役を免除されていたことは、拙稿、本文・前掲「鎌倉幕府京都大番役」(下、一〇四頁)で触れた。

(9) 建治二年三月頃のものと同推測される「広瀬家文書」軍勢注進状に「筑前国怡土庄中村弥二郎源統」(『鎌倉遺文』一六卷一一八三二号)、同、正応六年五月二十九日付著到状に「筑前国御家人中村弥次郎源統」(同、二三卷一八二二二号)と見える。

(10) 筑前国御家人の異国警固番役・石築地造営役の担当地区は博多であった(相田二郎『蒙古襲来の研究』、吉川弘文館、一九五八年、一六一頁、等)。

(11) この一四〇名という数について、瀬野精一郎は、若狭などの初期の御家人交名が残されている「西国一カ国御家人数が大体三十名前後であるのとあまりにもかけ離れている」として、鎌倉時代の国御家人の検出を試みているが、それによると「肥前国御家人と判定した家数は七十四家」に達し、「可能性の大きい家五十九家を加え」て百三十三家としている(「肥前国における鎌倉御家人」『鎮西御家人の研究』、吉川弘文館、一九七五年、一六七・二〇九頁。初出一九五八年)。

(12) 石井進はこの点に触れ、「大宰府守護所大番役も上からの機構を利用して御家人組織を創出しようとする一手段ではなかったらうか」としている(「鎌倉幕府論」、前掲波講座『日本歴史』中世1、一九六二年、一二三―一二四頁)、『石井進著作集』第二卷、岩波書店、二〇〇四年、再録。八一頁)。

(13) 「守護所」番役(警固役)の問題ではないが、正嘉二年(一二五八)当時、大隅国(守護名越時章)では、「守護所御院(椀)飯」や「同借屋造」などの用途が国の御家人に賦課されていたことが知られる(『鎌倉遺文』一一卷八二八二二号、「祢寝文書」正嘉二年九月二十一日建部親綱和与状)。

(14) 光村が当時、讃岐守護であったことは、『吾妻鏡』寛元四年三月十八日条に「守護人三浦能登前司光村」とあることから確認できる。

(15) 同年の長徳寺関係文書に、「守護所兼地頭代平」の署判のある修理田寄進状がある(『鎌倉遺文』九卷六四一一号)。「守護所」平は守護代と思われるが、光宗との関係は不明である。

(16) 『鎌倉遺文』三卷一八二二号、「詫磨文書」承元三年十二月十一日将軍家政所下文案に「左衛門尉藤原能直」とあり、『明月記』建暦三年(建保元)四月二十六日条に「豊後左衛門尉能直」と見えている。

(17) 安貞二年八月十六日関東御教書写(『鎌倉遺文』補遺二卷補九四六号。網野、本文・前掲論文、一〇〇頁一三号文書〔著作集第六卷、四七―四八頁〕)。同年十一月二十五日関東下知状写(『鎌倉遺文』補九五八号)。

網野、九九頁一〇号(四六一―四七頁)。安貞三年五月二十七日「沙弥寂秀」請文写(『鎌倉遺文』補九七三号。網野、一〇〇頁一四号(四八頁)。日付「二月廿七日」とある)。

(18) 「建保五年」(付年号)十月二十三日「散位(藤原)親実」書下案に、「被_レ仰下_二周防国与田地頭武者所朝兼所_レ賜四箇条御教書、謹拜見仕候了、(中略)早任_二国例_一、可_レ沙汰付_二候_一」とある(『鎌倉遺文』補遺二卷七二五号、東京大学法学部資料室所蔵文書)。差出人親実の立場が守護であるか国守であるか(『吾妻鏡』貞応二年正月六日・五月四日条)、判然としないが、「依_二国例_一、可_レ致_二沙汰_一」とあることから、一応国守としての発給文書と考えておく。

(未完)